



## 飯田運動公園におけるスポーツ施設等利用料金の誤りについて

松本平広域公園のスポーツ施設等の利用料金の誤りを受けて、県が管理する全ての都市公園を確認したところ、飯田運動公園において同様の誤りがありました。

改めて、関係の皆様にお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

### 1 事案の概要

飯田運動公園のスポーツ施設等について、改正された長野県都市公園条例が施行された令和元年10月1日以降、条例で規定する上限額を超えた金額を利用料金として設定し、収納していた。

対象施設	利用時間	利用料金（誤）	利用料金（正）	差額
弓道場	8:30～12:00	260円	250円	10円
	12:00～17:00	260円	250円	10円
	8:30～17:00	520円	500円	20円
	17:00～20:00	260円	250円	10円
弓道場 研修室	12:00～17:00	1,700円	1,600円	100円
	8:30～17:00	2,900円	2,800円	100円

### 2 原因

県が条例で規定する上限額を超えた額を記載した会議資料を指定管理者に提供、指定管理者が当該資料を基に利用料金を設定して県に申請し、県も上限額超過に気づかないまま承認した。

### 3 対応

- ・本日4月27日（木）から、利用料金を条例で規定する範囲の額に改定しました。
- ・令和元年10月1日から令和5年4月26日までに誤って収納した利用料金については、早急に対象者や金額等を確認するとともに、具体的な返還方法については今後検討します。

長野県建設部都市・まちづくり課都市公園係  
（課長）井出 圭一（担当）木下 弘志、岩下 哲也  
電話：026-235-7296（直通）  
026-232-0111（代表）内線 3356  
FAX：026-252-7315  
E-mail：toshi-machi@pref.nagano.lg.jp